

新門前通西之町地区地区計画

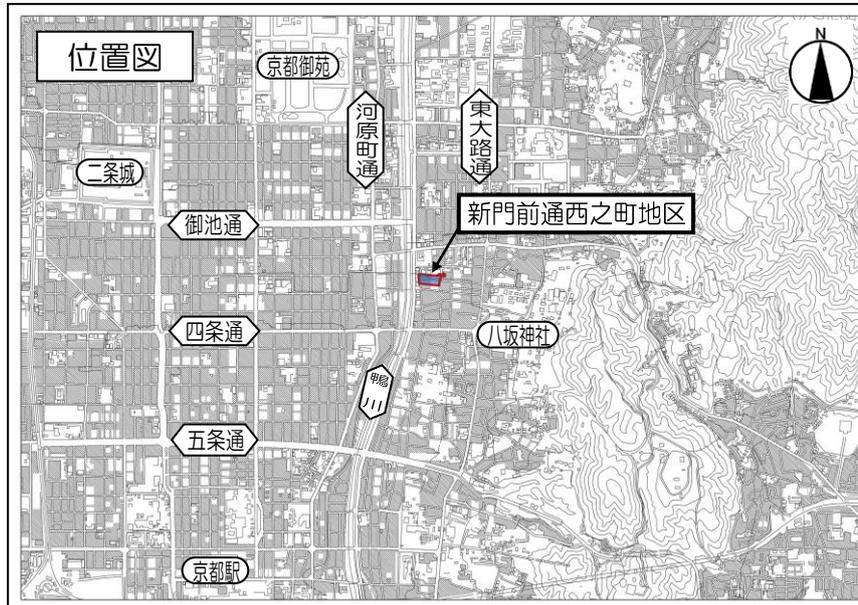
都市計画法第58条の2
に基づく届出について

必要・不要

【お問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 Tel.(075) 222-3505
〒604-8571 京都市中京区寺町通御地上る上能楽前町488

位置：京都市東山区西之町の一部

面積：約1.3ヘクタール



【地区計画の目標】

当地区は、東山のふもとと浄土宗総本山知恩院の門前にあり、隣り合う祇園町の営みや文化芸能を支える家々があり、後年古美術商の立地を見たことなどから、多様な建築文化が醸成されて特徴ある町並みを形成している地区です。また、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区に指定され、良好な町並み景観の形成及び保全を図っている地区です。

このような地区において、地区計画を定めることにより、懐かしさを醸し出す町並みや職住が共存する暮らし方などが尊重される、優れて文化的で、個性豊かな魅力を持つ市街地環境の維持・充実を図ります。

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○土地利用に関する方針

風情ある町並み景観と調和し、京文化・芸能を大切にされた商業・サービス業の活気を増進するとともに、各世代が定住することのできる良質な住環境の形成を図ります。

○建築物等の整備の方針

地区固有の風情ある町並み景観が保全されていることに加え、古美術商をはじめとする商環境や落ち着いたある良質な住環境を維持するため、建築物の用途の制限を行うものです。

【地区整備計画】

○建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物は、建築してはならない。

(A地区, B地区共通)

- 1 マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの
- 2 カラオケボックスその他これに類するもの (B地区は, ダンスホールを除く。)
- 3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの
- 4 自動車車庫で床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の部分にあるもの (建築物に附属するもので建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第 130 条の 8 に規定するものを除く。)
- 5 倉庫業を営む倉庫
- 6 令第 130 条の 9 に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で, 準住居地域内に建築することが禁止されているもの
- 7 個室付き浴場業に係る公衆浴場及び令第 130 条の 9 の 2 に規定する建築物

(A地区のみ)

- 8 キャバレー, 料理店, ナイトクラブその他これらに類するもの

【地区計画及び地区整備計画 区域図】

